

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府長岡京市長岡一丁目34番25号

氏 名 株式会社長岡美装社
代表取締役 今井 孝一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府乙訓保健所長 西浦知子



許可の年月日 令和 7 年 11 月 28 日

許可の有効年月日 令和 12 年 11 月 10 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥（有機燐化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むことにより有害なものに限る。）
 - ②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むことにより有害なものに限る。）
 - ③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルを含むことにより有害なものに限る。）
 - ④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、テトラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルを含むことにより有害なものに限る。）
 - ⑤感染性産業廃棄物
 - ⑥廃石綿等
- 以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年11月11日：当初許可

平成20年3月24日：変更許可（取扱う産業廃棄物の種類の追加：②③④）

平成20年6月4日：変更許可（取扱う産業廃棄物の種類の追加：①、③④の限定の変更）

平成22年11月11日：更新許可

平成22年12月21日：変更許可（取扱う産業廃棄物の種類の追加：⑤）

平成27年11月30日：更新許可

平成27年11月30日：変更許可（取扱う産業廃棄物の種類の追加：①②③④の限定の変更）

令和2年11月11日：更新許可

令和7年11月28日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本産業規格 A列4番)